第３回世羅町議会定例会会議録

令和８年９月 18 日
第４日目

世　羅　町　議　会

1．議事日程

令和８年　第３回世羅町議会定例会　　（第４号）

令和８年９月 18 日

午前９時 00 分開議

於：世羅町役場議場

第１	議案第 56 号	令和８年度世羅町一般会計補正予算（第３号）
第２	議案第 44 号	令和７年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について
第３	議案第 45 号	令和７年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第４	議案第 46 号	令和７年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について
第５	議案第 47 号	令和７年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第６	議案第 48 号	令和７年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
第７	議案第 49 号	令和７年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について
第８	陳情第 13 号	2027 年度地方財政の確立に関する意見書の提出について（お願い）
第９	発委第１号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出について
第 10	発議第１号	核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書提出について
第 11		総務文教常任委員会報告
第 12		産業建設常任委員会報告
第 13		議会広報広聴常任委員会報告
第 14		議会改革調査特別委員会調査中間報告

２．出席議員は次のとおりである。（１２名）

１番	亀田知宏	２番	佐倉悠希
３番	矢山　靖	４番	宗重博之
５番	佐々木浩康	６番	福永貴弘
７番	向谷伸二	８番	上本　剛
９番	松尾陽子	10番	藤井照憲
11番	田原賢司	12番	髙橋公時

３．　欠席議員は次のとおりである。

なし

４．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（２０名）

町長	奥田正和	副町長	金廣隆徳
会計課長	市尻孝志	総務課長	升行真路
財政課長	矢崎克生	企画課長	藤川道代
税務課長	小林英美	町民課長	道添　毅
子育て支援課長	藤井博美	健康保険課長	宮﨑満香
福祉課長	和泉美智子	産業振興課長	住田谷　保
商工観光課長	山崎　誠	建設課長	福本宏道
上下水道課長	広山幸治	せらにし支所長	前川弘樹
教育長	早間貴之	学校教育課長	山藤弘基
社会教育課長	向原孝樹		

５．職務のため議場に出席した事務局の職氏名（３名）

事務局長	黒木康範	書記	間處俊彦
嘱託書記	貞光有子		

開　　議　　９時００分

（起立・礼・着席）

○委員長　ただいまの出席議員は　１２　名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

各議案の採決に入る前に申し上げます。

本日の議案の採決は、電子表決システムにより行います。

なお、会議規則の規定に基づき、表決確定の宣告がなされた場合で、いずれのボタンも押していない場合は、反対のボタンを押したものとみなします。

この取扱いについては、各議案の採決の際に改めて申し上げませんので、ご了承ください。

日程第１　議案第 56 号　令和８年度世羅町一般会計補正予算（第３号）　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（髙橋公時）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　議案３ページをお開きください。

議案第 56 号

令和８年度世羅町一般会計補正予算（第３号）

令和８年度世羅町一般会計補正予算（第３号）を別紙のとおり提出する。

令和８年９月 18 日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

既定の歳出予算の総額の枠内において補正するものでございます。

歳出は、総務費 240 千円を増額し、予備費 240 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（髙橋公時）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○６番（福永貴弘）　議長。

○議長（髙橋公時）　６番　福永貴弘議員。

○６番（福永貴弘）　先ほどのご説明こちらの尾道市ナンバーに関する補正等を伺いましたが、協議会等の開催や、町民への周知などが必要と考えておりますけども、その点、こちらの補正金額で賄えるのかお伺いいたします。併せて、今回の請願内容の実現に向けて、今後どのように進めるお考えなのか、現状のお考え内容をお伺いいたします。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。今回９月補正ということで挙げさせていただいた内容についてのご質問でございます。

尾道ナンバーの導入に関わりまして、世羅町、町としての住民への周知というのは今までしてきていないところでございます。まずはそういったまだ現状、尾道ナンバーについて、たとえば福山ナンバーと尾道ナンバーを選べるのではないかといったような、まだはっきりときちんとした正確な情報が伝わっていない部分もございますので、町といたしまして、きちんと周知を図っていきたいという、まずは補正として消耗品費 10 万円を上げさせていただいているところでございます。

これは、周知のパンフレットを上質紙で、自前で企画課のほうで作ったものをお配りする。これを２回させていただこうと思っておりますので、そういった内容の周知チラシ用の補正 10 万円と、また図柄入りナンバープレートにつきましては地域名は尾道、図柄は世羅町でということで、尾道市から言っていただいておりますので、そういった世羅町での図柄の検討協議にいつでも入れる形にしておきたいということで、協議会の設置に向けた検討委員会の謝金として 7000 円の 10 人を想定しておりまして、今年度中に２回、多くて２回開催する予定ということで 14 万円、合計 24 万円の補正を組ませていただきたいとして提案をさせていただくものでございます。現時点ではこの費用で賄えると考えているところでございます。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　スケジュール的なことも含めて私のほうからご答弁申し上げたいと思います。先般来、全協でもお示しいたしましたように、これから進めていくための時間もかなり限られた時間となってきてございます。６月採択された請願をもって町のほうで進めるということを議会のほうからいただきましたので、それをもってして今後の事務的な流れがございます。それについては 12 月の末に町としての表明をしろということでございます。それに至って、やはり周知は必要であろうということもございまして、スケジュール的にこの度、補正で組まさせていただいたという状況でございます。

本来、国交省からもアンケートの話が出たんですけれども、必須であるということから少し話が、今回の特に流れから言いますと、議会にお認めていただいているという状況の中で、アンケートを取らなくてもいいとまでは言われなかったんですけれども、町の判断において議会とともに前に進めるためには、こういう予算が必要であるということを思っております。しかしながらいろんなご意見をいただくんですけれども、まずいろんな周知のきちっとした中で、町民の方のいろんなご意見も今後出てくるやもしれませんけれども、それに向けてはいろいろご説明申し上げ、またその点も議会にいろいろ連携を持ってやらせていただけるように取組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。

○２番（佐倉悠希）　はい。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　検討委員会の構成については、現状どのようにお考えでしょうか。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。現状、世羅町内で、この図柄について検討を進めてまいりたいと思っておりますが、まだ具体的な仔細については、これから考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。

○５番（佐々木浩康）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　５番　佐々木浩康議員。
○５番（佐々木浩康）　今回は周知ということなんですが、本来は国交省でアンケート等、その等というところが微妙なところで、なかなか国交省とのメールのやり取りがうまくいってないような状況で、果たしてアンケートを取らずにですね、あるいは周知だけで認可されない可能性はあるのかどうか。その辺を含めてご答弁をお願いします。
○企画課長（藤川道代）　議長。
○議長（髙橋公時）　企画課長。
○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。今、議員におっしゃっていただきましたように国が定める導入要綱には、地域的その他の属性に大きな偏りがない等の適切な方法によりアンケート、ヒアリング等を実施して確認することと規定をされております。しかしながら、この判断基準については、国は明確にしていない。Ｑ＆Ａにもそこまでの言及はない。今までの全国のいろいろな自治体の状況を鑑みながら、自治体のほうで判断していくようにという、先般町長と訪問した際も、そのアンケートを取るかどうか、また住民周知がきちんと図れているかどうかについても、世羅町の判断というご示唆をいただいたところでございます。
　ただいまの質問については、アンケートを取らずに許可がもらえるかというところのご質問でございますが、この点についてはすみません、私どもでお答えできる部分ではございませんが、国としての現在要綱等で示されている状況としては、今申し述べたとおりでございます。以上でございます。
○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)
　ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。
　これより討論に入ります。討論はありませんか。
　討論どうですか。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)
　討論なしと認めますこれをもって討論を終結いたします。
　これより採決いたします。
　本案について、原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

(「なし」の声あり)

なしと認め、表決を確定いたします。

(賛成多数)

賛成多数であります。

したがって、議案第56号　令和８年度世羅町一般会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決されました。

日程第２　議案第44号　令和７年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第７　議案第49号　令和７年度世羅町公共下水道事業会計決算認定についてまでの「６件」を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案「６件」については、決算審査特別委員会に付託してありますので審査の結果について、委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（福永貴弘）　議長。

○議長（髙橋公時）　福永委員長。

○決算審査特別委員長（福永貴弘）　令和８年９月18日

世羅町議会議長　髙橋　公時　様

決算審査特別委員会

委員長　福永　貴弘

決算審査特別委員会審査報告

９月７日の本会議において本委員会に付託された、議案第44号から議案第49号までの６件の議案審査の経過及び結果について、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の審査】

１　開 会 日　令和８年９月７日（月）午後３時20分開議

２　開会場所　世羅町議会議場

３　出席委員　亀田知宏、佐倉悠希、矢山　靖、宗重博之、佐々木浩康、
福永貴弘、向谷伸二、上本　剛、松尾陽子、田原賢司
（髙橋議長）

４　審査事案

（１）委員会条例第８条による正副委員長の互選を行った。

互選結果は、委員長　福永貴弘委員、副委員長　田原賢司委員

（２）決算審査に関する資料要求項目の確認を行った。（要求項目 25 項目）

【開会中の審査】

１　開 会 日　令和８年９月 14 日（月）、９月 15 日（火）　午前９時開議

２　開会場所　世羅町議会議場

３　出席委員　亀田知宏、佐倉悠希、矢山　靖、宗重博之、佐々木浩康、
福永貴弘、向谷伸二、上本　剛、松尾陽子、田原賢司、
（髙橋議長）

４　説 明 員　町長・副町長・会計課長・総務課長・財政課長・企画課長
税務課長・町民課長・子育て支援課長・健康保険課長・福祉課長
産業振興課長・商工観光課長・建設課長・上下水道課長
せらにし支所長
教育長・学校教育課長・社会教育課長
代表監査委員・議選監査委員

５　審査事案

（１）議案第 44 号 令和７年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について

（２）議案第 45 号 令和７年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

（３）議案第 46 号 令和７年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について

（４）議案第 47 号 令和７年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

（５）議案第 48 号 令和７年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

（６）議案第 49 号 令和７年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について

６　審査概要

本委員会に付託された議案第 44 号から議案第 49 号までの６件の議案に関し、

当委員会を９月 14 日・15 日の２日間開会し、質疑を中心に審査を行った。

（１） ９月 14 日（月）

令和７年度予算の財源がどのような形で、町民全体の福祉の向上・町の発展に活かされたか等を審査の視点に置き、令和７年度歳入歳出決算の「町長の概要説明（提案理由の説明）」及び「監査委員の決算審査意見、財政健全化審査意見書、経営健全化審査意見書」に関する質疑を行った。

つぎに、一般会計歳入全般、続いて歳出の議会費から衛生費まで、さらに労働費から予備費、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況に関する報告書及び主要施策の成果報告書に関する質疑が終了後、延会とした。

（２） ９月 15 日（火）

９月 14 日に続き、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療制度特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計の４会計について、一括質疑の後、引続き公営企業会計の公共下水道事業会計に関する質疑を行った。最後に総括質疑を行った。

（３）審査で出された意見等

決算審査を通して委員からは、歳入歳出予算の適正な管理、収入未済額の収納に向けた適正な事務処理、鳥獣被害対策、農業・林業への支援、健康増進や帯状疱疹予防接種等の保健・医療対策、地域おこし協力隊や防災講座等の地域活動・スポーツ振興、世羅高校教育環境支援事業の公平性と効果の精査、空き家バンクを活用した移住定住促進策、公共下水道事業の経営健全化と使用料等のあり方、監査委員からの指摘事項への対応、財政運営の現状と今後の見通し等多岐にわたり質疑が行われた。

総括質疑においては、実質単年度収支の状況や高止まりする経常収支比率を踏まえ、財政調整基金に過度に依存しない持続可能な財政運営と将来に向けた投資のあり方について質疑が行われた。また、不用額の発生要因と事業成果の厳正な検証、およびそれらを踏まえた次年度以降の予算編成への適切な反映、物価高騰が続く中での町民の暮らしを最優先とした財源の重点配分が必要である。さらに、不登校児童生徒に対する関係機関等と連携した切れ目のない支援体制の構築、給食センターの一元化運営と公金の厳正な管理体制、人件費・物価高騰に伴う職員のマンパワー不足への対応やデジタル化・AI の活

用、近隣自治体との広域連携や県からの移譲事務の見直しを含む効率的な組織・行政運営の推進など、各委員から質疑が行われた。

７　審査結果

各会計の決算等に対する質疑を終え、本委員会に付託された６会計の決算について、委員会としての採決を行った。結果は次のとおり。

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第 44 号	令和７年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの（賛成多数）
議案第 45 号	令和７年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの（賛成多数）
議案第 46 号	令和７年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの（賛成多数）
議案第 47 号	令和７年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの（賛成多数）
議案第 48 号	令和７年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの（賛成多数）
議案第 49 号	令和７年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について	認定すべきもの（賛成多数）

各会計の決算の採決の後、委員会として３項目の意見を付すことを決定した。附帯意見は次のとおり。

令和７年度決算審査附帯意見

（１）歳入において収入未済額は私債権において多く見られるので、担当課において徴収に努められたい。

（２）事業執行にあたっては、監査委員の意見を真摯に受け止め、尊重されたい。

（３）決算審査の過程において指摘した事項については、十分留意し公平公正な執行に努められたい。

以上、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（髙橋公時）　以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

議案第 44 号　令和７年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について討論はあ

りませんか。
○３番（矢山　靖）　議長。
○議長（髙橋公時）　委員長報告は「認定すべきもの」でありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。３番　矢山　靖議員。
○３番（矢山　靖）　令和７年度 世羅町一般会計歳入歳出決算認定について、私は反対の立場から討論いたします。

決算を審査する中で、町民の暮らしを支えるために取組まれた事業の中には、評価すべきものもありました。たとえば、小学校５年生の宿泊を伴う体験活動など、子どもたちの豊かな学びや、体験につながる取組み。また、鳥獣被害防止対策についても、侵入防止柵等の設置申請が 144 件、イノシシやシカ合わせて 1654 頭を捕獲するなど、農作物被害の軽減につながったことは評価いたします。さらに、医療相談アプリや出産祝い金など、町民の暮らしを支える取組みについても、評価しています。

しかし、決算認定は、成果のあった事業だけを見て判断するものではありません。町民の税金を使って行ったすべての事業について、予算が適切に使われたのか、当初の目的は達成されたのか、十分な成果があったのか、見直すべき事業はないのか、そして町全体の財政運営はどうだったのか。これらを含めて、決算全体を判断する必要があります。

その立場から、以下の点について、認定することができないと判断しました。

1.　財政運営についてです。

７年度の一般会計は、単年度収支では 5697 万 401 円の黒字となっています。しかし、財政調整基金の積立・取り崩しなどを加味した実質単年度収支は、1 億 930 万 1271 円の赤字となっています。これは、令和５年度、６年度に続く３年連続の赤字です。7 年度は、前年度と比べて、赤字幅が縮小したことは、事実です。
一方で 7 年度は、財政調整基金から 1 億 6900 万円を取り崩しています。また財政課長からは、財政調整基金の繰入れに依存した財政運営は、決して望ましいものではないとの答弁がありました。さらに、経常収支比率は、６年度の 93.4％から、７年度は 95.2％へ 1.8 ポイント上昇しています。この経常収支比率とは、簡単に言えば、毎年、必ず必要となる人件費や社会保障費などの経費に町の財源がどれだけ使

われているかを見る指標です。この割合が高くなるほど、町が自由に使える財源の余裕が小さくなります。

７年度は、人件費の増加に加え、物価高騰による光熱水費などの増加や扶助費の増加など、経常的な経費が増加しているとの説明もありました。地方債残高が、減少していることなど、財政運営の中で評価できる面があることは承知しています。

しかし、実質単年度収支が３年連続で赤字となり、毎年必要となる経費に財源が多く充てられる状況の中で、経常収支比率も 95.2％まで上昇していることは、決して軽く見ることのできない状況です。

決算審査意見書でも、「健全な財政の運営が必要です」とされています。７年度決算からは、こうした財政運営上の課題が明らかになっています。

２．次に、予算執行と事業効果についてです。

一般会計の不用額は約 2 億 8500 万円、不用率 2.3％で、財政課長からは、２～３％程度の不用額は通常生じるとの説明がありました。不用額が生じること自体を問題にしているのではありません。

入札残金や補助事業の実績による減額など、やむを得ないものがあることも理解しています。しかし決算審査では、全体の不用率だけでなく、個々の事業について、当初の見込みと実績に、どのような差が生じたのか、その理由は何だったのかを、検証する必要があります。

特に、利用実績が低い事業や、当初の見込みと実績に乖離が見られる事業については、その原因と成果を検証する必要があります。たとえば、移住・定住や空き家対策など、利用実績や成果について、さらに検証が必要な事業については、制度を設けて予算を確保するだけでなく、実際にどのような成果につながったのかを検証し、地域の実情や利用実績に応じて、制度の組み替えや統合も含め、柔軟に事業のあり方を見直していくことが必要です。

そして、これは移住・定住や空き家対策だけの問題ではありません。せっかく予算を確保して、実施している良い施策であっても、住民に十分、知られていなかったり、利用しにくかったりすれば、その効果を十分に、発揮することはできません。現場の声を聞き、実際の利用状況を見ながら、「制度がある」だけで終わらせず、「住民が活用できる制度」にしていくことが重要です。「予算を執行した」ことが成

果ではありません。その予算が、町民の暮らしや、地域の課題の解決に、実際にどうつながったのかが問われています。

３．　公金の管理についてです。

７年度には、中学校において排水栓の閉め忘れにより、水道水が流出し、約 82 万円の負担が生じる事案がありました。この問題については、教育長から再発防止に向けた取組みについて答弁がありました。

しかし、町民から預かった大切な公金について、約 82 万円の負担が生じたという事実は、決して忘れてはなりません。この事案がなぜ起きたのか、その原因を踏まえ、公金を扱う行政として、管理を徹底し、同じような事案を繰り返さないことが求められています。

最後に、７年度の町政において、それぞれの現場で町民のために努力されている職員の皆さんの仕事を否定するものではありません。しかし決算認定は、良かった事業だけを取上げて、判断するものでもありません。実質単年度収支が１億 930 万円余りの赤字、３年連続の赤字であること、経常収支比率が 95.２％まで上昇していること。経常的な経費が増加する中で、限られた財源をどう配分するのか、さらに厳しい検証が必要となっていること、こうした課題が残されています。

町民の税金は、限られた大切な財源です。だからこそ、必要なところには、しっかり使う。そして、せっかく実施する施策は、現場の声を聞き、実績と成果を確かめながら、本当に住民が活用できるものにしていく。

一方で、実績や成果が十分でない事業については、これまで続けてきたからという理由だけでそのまま続けるのではなく、地域の実情に合わせて柔軟に見直していく。私は、これが住民本位の町政であり、町民の税金を預かる行政の責任だと考えます。町民一人ひとりの暮らしを守るために、その一つ一つをもっと厳しく、もっと住民目線で見ていく必要があります。「数字の向こうに住民の暮らしを見る」。この立場から令和７年度決算を検証し、住民本位の町政を求める立場から、本決算を認定することには反対いたします。

○議長（髙橋公時）　次に賛成討論の発言を許します。

○11 番（田原賢司）　議長。

○議長（髙橋公時）　11 番　田原賢司議員。

○11 番（田原賢司）　私は、令和７年度世羅町一般会計決算について賛成の立場

から討論を行います。

令和７年度決算は、一般会計において実質単年度収支、先ほどありましたが、1億930万円の赤字でありました。ですが、前年度と比較すると３億円あまり圧縮されております。

特別会計を含めた全会計においても、適正な財政運営が行われたものと評価いたします。監査委員による審査においても、決算書類は正確であり、計数には誤りがないことは確認されております。

厳しい財政環境の中であって、世羅町の町税収納率は広島県内で最高位を維持し、現年度分の町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料についても極めて高い収納率を維持されております。これは課長のほうからも説明があったわけなんですが、賦課徴収、極めて密度の高い連携を行った成果であると思います。また賦課と連携することによって、町民の方へ納税の意識を高め、また生活再建に向けた税の徴収のあり方というのも、より密度の高い町民の福祉に資する納税体制を構築されていることの結果だと思い、高く評価いたします。

さらに、収入未済額については、前年度から減少しており、不納欠損額も大幅に軽減されております。これは債権管理や収納対策の成果が着実に表れているものと考えます。また、債権管理条例が今年度からも着実に整備され、今後の債権回収のあり方というのを期待しております。財政指標においてなんですが、経常収支比率は95.2%と前年度より1.8ポイント上がっておりますが、実質公債費比率、将来負担比率は下がっており、財政運営の健全化に向けた取組みの結果であり、依然として厳しい水準ではあるものの、持続可能な財政基盤の確立に向けて努力が伺えます。これは決算資料のほうであったんですが、性質別経費の資料をご覧になられた方はわかると思いますが、一般財源のほう３億余り、昨年度に比較して増額がなされております。これを人件費、特に人件費においては、教育の人件費のところが高いわけなんですが、ここを削ることなくですね、これは給与の水準の資料を見ていただければわかるんですが、そこを維持しながら、これからの子どものための予算を振り分けられている努力が伺えます。どこへしわ寄せが行っておるかというと、投資的経費の方へしわ寄せがいってるわけなんですが、これはインフラ等の今後の老朽化対策、これは国、県含めてですね、特定財源の要望を重ね重ね行っていく必要があると感じます。

一方で監査委員からは、公有財産の整理活用、不用額の縮減、更なる債権管理体制の連携強化などの指摘もなされております。これらの課題については真摯に受けとめ、今後の町政運営に反映されることを期待するものであります。人口減少や物価高騰など、地方自治体を取り巻く環境は一層厳しさを増していますが、限られた財源の中で、住民福祉の向上と地域活性化に取組まれた執行部の努力を評価し、令和７年度世羅町一般会計の認定に賛成いたします。以上、賛成討論といたします。

○議長（髙橋公時）　ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 44 号　令和７年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定についてに対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成又は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

(賛成多数)

賛成多数であります。

したがって、議案第 44 号　令和７年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 45 号　令和７年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論はありませんか。

○３番（矢山　靖）　議長。

○議長（髙橋公時）　委員長報告は「認定すべきもの」でありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　議案第 45 号　令和７年度世羅町国民健康保険事業特別会計決算認定及び議案第 47 号　令和７年度世羅町介護保険事業特別会計決算認定につい

て、反対の立場から討論します。

まず、国民健康保険事業特別会計です。

令和７年度の国保税は、収入済額は３億 1058 万 6757 円、収納率は約 99.1％となっています。この高い収納率は町の徴収努力もありますが、物価高騰が続き、暮らしが厳しい中でも、保険税を納めてくださった町民の皆さんの努力の結果でもあります。そのご努力に敬意を表します。

一方で、収入未済額は約 220 万円、不納欠損額は約 56 万円となっています。収入未済や不納欠損の背景には、所得の減少や退職後の収入減少、生活困窮などがあることが、決算審査で説明されています。収納率という数字だけを見るのではなく、その数字の中には、生活が苦しい中でも保険税を納めている町民や、納付が困難な状況にある世帯があることを重く受け止める必要があります。

次に、疾病予防についてです。

疾病予防費は、予算額 2675 万円に対し、決算額は 2343 万 3376 円で、約 331 万円の不用額が生じています。特定健康診査は令和６年度は受診者は 947 人、受診率 42.5％で、目標の 43.5％には届いていません。７年度は、担当課長の答弁では、現時点で受診者 935 人、受診率は約 44％とのことです。受診率は改善していますが、現時点では 12 人少ない状況です。また、国保加入者１人当たりの医療費は、６年度の 38 万 6029 円から、７年度は 40 万 2468 円へと、１万 6439 円、約 4.3％増加しています。その要因として、医療の高度化や高額な薬剤の使用などがあるとのことでした。もちろん医療費の増加を、特定健診の受診率だけで、説明することはできません。しかし、町が疾病予防や、特定健診に予算を使っている以上、受診者を増やすことだけでなく、健診によって、病気の早期発見や重症化予防に、どのようにつながったのか、その成果を具体的に検証することが重要です。

こうした数字を踏まえると、７年度の決算からは、疾病予防事業が病気の早期発見や、重症化予防にどのような成果をあげたのか、十分に示されたとは言い難い状況です。

次に、介護保険事業特別会計です。７年度の介護保険料の収納率は 99.98％となっています。これも厳しい暮らしの中で、保険料を納めてくださった町民の皆さんの努力によるものです。７年度末の介護保険事業基金は、約４億 7818 万円で、前年度から約 2148 万円増えています。介護保険を、安定して運営するために、基金を

確保することは必要です。しかし、保険料を負担している町民にとって、大切なのは、基金を確保することだけではありません。必要なときに、必要な介護を受けられることです。

その一方で、保険給付費は、予算額 22 億 5671 万 3000 円に対し、決算額は 21 億 3840 万 8949 円で、約 1 億 1830 万円もの不用額が生じています。これは６年度の約 9673 万円と比べ、約 2158 万円増えています。

特に居宅介護サービス給付費では、約 7324 万円の不用額となっています。担当課長の説明では、訪問介護の利用実績は、見込みの 85.2%、通所介護は 82.5%でした。

また、地域支援事業費でも約 1282 万円の不用額が生じ、介護予防・生活支援サービス事業では、訪問型サービスが見込みが 73.6%、通所型サービスが 80.2%にとどまっています。担当課長からは、入院や施設入所、家族との同居、介護予防の効果などが理由として説明されています。しかし私は、ここを曖昧にしてはいけないと考えます。令和８年度の一般質問で、町自身が訪問介護について「需要に対し供給が追いつかない状況」、現場は「余裕のない状況」と答えています。

かつて５あった訪問介護事業所は、現在３事業所となっています。人材不足など、現場が厳しい状況にあることも明らかになっています。 だからこそ、私は問いたいのです。「使われなかった」のか。それとも、「使いたくても使えなかった」のか。 この違いは、極めて大きいのです。利用実績が少なかったことを単純に、「介護予防の成果」として、片付けることはできません。「必要な人がいても、事業所が受け入れられない。職員が足りない。」こうした状況が実際に起きている可能性があります。もしそうした事情によって利用実績が低くなっているのであれば、それは単なる不用額ではありません。必要な介護が住民に、十分届かなかった可能性を示す、暮らしの問題です。

国保も介護保険も、町民の命と暮らしを支える社会保障制度です。町民の皆さんは、物価高騰が続く中でも国保税や介護保険料を納めています。「払えるから払っている」のではありません。自分や家族が病気になったとき、介護が必要になったときに、必要な医療や介護を受けられることを願って負担しているのです。だからこそ行政には、その負担に応える責任があります。

税や保険料を、集めるだけではなく、そのお金が住民の命と暮らしにどう届い

たのか、必要な人に本当に必要な医療と介護が届いたのか、そこまで検証しなければなりません。

７年度決算には、こうした課題が残されています。私は、住民の暮らしを守る立場から、令和７年度世羅町国民健康保険事業特別会計決算及び介護保険事業 特別会計決算を認定することには賛成できません。

○議長（髙橋公時）　次に賛成討論の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 45 号　令和７年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成又は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

(賛成多数)

賛成多数であります。

したがって、議案第 45 号　令和７年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 46 号　令和７年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第46号　令和７年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定についてに対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成又は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

（「なし」の声あり）

なしと認め表決を確定します。

（賛成全員）

賛成全員であります。

したがって、議案第46号　令和７年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第47号　令和７年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第47号　令和７年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成又は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

（「なし」の声あり）

なしと認め表決を確定します。

（賛成多数）

賛成多数　であります。

したがって、議案第47号　令和７年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出

決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第48号　令和７年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論は、ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第48号　令和７年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について　に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成又は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

(賛成全員)

賛成全員であります。

したがって、議案第48号　令和７年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第49号　令和７年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について討論は、ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第49号　令和７年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について　に対

する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成又は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

(賛成全員)

賛成全員であります。

したがって、議案第49号　令和７年度世羅町公共下水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

日程第８　陳情第13号　「2027年度地方財政の確立に関する意見書の提出について（お願い)」については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長から、陳情第13号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　松尾委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　令和８年９月18日

世羅町議会議長　髙橋　公時　様

総務文教常任委員会

委員長　松尾　陽子

総務文教常任委員会審査報告

９月３日の本会議において本委員会に付託された陳情については、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の審査】

１　開会日時　令和８年９月９日（水）午前９時００分開議

2　開会場所　世羅町役場　第１会議室

3　出席委員　松尾陽子、宗重博之、佐倉悠希、佐々木浩康、田原賢司、

高橋公時

4　審査事項と結果

（１）陳情第 13 号　2027 年度地方財政の確立に関する意見書の提出について（お願い）

陳情提出者　世羅町大字西上原
自治労世羅町職員労働組合
執行委員長　　小林　達也

陳情の趣旨　　地方公共団体には、急激な少子・高齢化対策に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策、ＤＸの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。加えて、急激に進められる自治体システムの標準化や多発化する大規模災害対策への対応や新興感染症への備えも求められる中、人員は圧倒的に不足しており、職場の疲弊が深刻化しています。「骨太方針」に基づく財源確保だけでは、増大する行政需要や限られた人員体制に十分に対応することが困難であるため、より積極的な財政措置が不可欠であります。これらのことから政府への地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求めるという要望であります。

委員の意見　委員からは、「物価高騰の中、地方公共サービス維持のためには地方財政の充実が必要だと考えるので賛成である」との意見が出されました。

審査の結果　　賛成全員により「採択すべきもの」と決しました。

以上、総務文教常任委員会に付託された陳情の審査報告といたします。

○議長（髙橋公時）　ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。陳情第 13 号　「2027 年度地方財政の確立に関する意見書の提出について（お願い)」　の討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第13号　「2027年度地方財政の確立に関する意見書の提出について（お願い)」に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成又は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

(賛成全員)

賛成全員　であります。

したがって、陳情第13号　「2027年度地方財政の確立に関する意見書の提出について（お願い)」は、委員長の報告のとおり、採択することに決定されました。

ここで休憩といたします。再開は１０時１５分であります。

休　　憩　　９時５９分

再　　開　　１０時１５分

○議長（髙橋公時）　休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第９　発委第１号　地方財政の充実・強化を求める意見書提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　松尾委員長。

○議長（髙橋公時）　なお意見書については、事務局に朗読させます。

○９番（松尾陽子）　発委第１号

地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

上記の議案を世羅町議会会議規則第14条第３項の規定により、別紙のとおり

提出する。意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策　少子化対策　若者活躍　男女共同参画、共生・共助）とする。

令和８年９月 18 日

世羅町議会議長　髙橋　公時　様

提出者　総務文教常任委員会
委員長　松尾　陽子

提案理由でございます。

地方公共団体には、少子・高齢化対策、子育て支援、人口減少対策、ＤＸ・脱炭素化、物価高騰対策に加え、自治体システムの標準化、大規模災害や新興感染症への対応など、多岐にわたる行政需要が求められています。一方、人員不足による職場の疲弊も深刻化しています。

こうした状況に対応するため、「骨太方針」に基づく財源確保にとどまらず、地方財政の充実・強化に向けた、より積極的な財政措置を講じるよう求める意見書を提出することについて、議会の議決を求めるものであります。

○事務局長（黒木康範）　議長。

○議長（髙橋公時）　事務局長。

○事務局長（黒木康範）　次ページをご覧ください。

地方財政の充実・強化を求める意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DX の推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。

2026 年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となってい

ますが、2027 年度政府予算及び地方財政の検討にあたっても、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、次の事項を求めます。

1　社会保障の充実、地域活性化、自治体 DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

2　とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。加えて、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

3　地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4　政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

5　「地方創生推進費」として確保されている１兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。

6　2027 年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。

7　会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。

8　自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセ

キュリティ対策強化など、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9　地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

10　地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、公立病院に対する十分な財政支援を講じること。

11　人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

12　自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和８年９月18日

世羅町議会

○議長（髙橋公時）　これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案について原案のとおり決定することに賛成又は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

（賛成全員）

賛成全員であります。

したがって、発委第１号　地方財政の充実・強化を求める意見書提出については原案のとおり可決されました。

日程第 10　発議第１号　核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

なお意見書については、事務局に朗読させます。

○９番（松尾陽子）　発議第１号

核兵器禁止条約第 1 回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり世羅町議会会議規則第 14 条第１項及び第２項の規定により、別紙のとおり提出する。意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣とする。

令和８年９月 18 日

世羅町議会議長　髙橋　公時　様

提出者　　世羅町議会議員　松尾　陽子

賛成者　　同　上　　宗重　博之

賛成者　　同　上　　田原　賢司

提案理由でございます。

ロシア連邦によるウクライナ侵略や中東情勢の悪化など、国際情勢が緊迫し、核兵器使用への懸念が高まっている。こうした中、核兵器の開発・保有・使用を禁止し、被害者支援や環境回復を定める核兵器禁止条約（TPNW）の意義は一層高まっています。

以上を踏まえ、核兵器禁止条約第 1 回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について、議会の議決を求めるものでございます。

○事務局長（黒木康範）　議長。

○議長（髙橋公時）　事務局長。

○事務局長（黒木康範）　意見書をご覧ください。

核兵器禁止条約第 1 回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書

現在、国際社会では、ロシア連邦によるウクライナ侵略や中東情勢の悪化を背景に、極めて深刻かつ緊迫した状況が続いており、核保有国による核威嚇や核兵器使用の懸念が一段と高まっている。

こうした状況の下、核兵器の開発・保有・使用を全面的に禁止し、被害者支援や環境回復を規定する核兵器禁止条約（TPNW）は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置づける重要な枠組みとして、その意義を一層強めている。

同条約は 2021 年 1 月 22 日に発効し、本年 2026 年で５年を迎える。これまでに締約国会議が３回開催され、核軍縮の具体的進展、被害者支援、環境回復など、核廃絶に向けた具体的議論が積み重ねられてきた。

そして 2026 年 11 月には、発効後初となる第１回再検討会議が開催される予定であり、これまでの取り組みを検証し、核なき世界に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となる。

核兵器の使用は、人道上深刻かつ回復不能な被害をもたらし、国際社会の安全と人類の存続に重大な脅威を与えるものである。また、核兵器のない世界の実現は、世代を超えて取り組むべき最重要課題である。

唯一の戦争被爆国であるわが国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を負っている。しかし、現時点で日本は同条約を締結しておらず、国際的議論への関与が十分とは言えない。

こうした中、核兵器禁止条約第 1 回再検討会議へのオブザーバー参加は、日本が核廃絶に向けた明確な意思を国際社会に示す重要な一歩となる。オブザーバーとして参加することは、被爆の実相を世界に突きつけ、核兵器の非人道性を揺るぎない事実として国際社会に刻み込む行動であり、同時に日本が平和国家

として歩む決意を、より確固たるものとして示すことにつながる。

よって、世羅町議会は日本政府に対し、核兵器禁止条約第１回再検討会議へオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与することを強く求める。

○９番（松尾陽子）　以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和８年９月 18 日

世羅町議会

○議長（髙橋公時）　これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○10 番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　まず本案に対する反対討論の発言を許します。10 番　藤井照憲議員。

○10 番（藤井照憲）　発議第１号　核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書、これに対して反対の討論を行います。

意見書の案にありましたとおり、第 1 回再検討会議、これに参加することは被爆県、また日本が核廃絶に向けた明確な意思を国際社会に示す重要な一歩に間違いはありません。ただ、私自身、これが素直に日本が示すメッセージになるかどうか、ここが重要と考えます。ここでは、政府の政策整合、この面からすると矛盾が生ずるような気がいたします。つまり、日本は米国の核の抑止に安全保障を依存しております。このため参加することによって、核抑止への日本の立場をどう説明するのか、ここに疑問を抱くとともに問題が生じるのではないかと考えます。

したがって、政府の日米安全保障の政策整合の問題であり、政府が取扱う問題であり、町から意見書を提出するには反対と考えます。以上、反対の討論といたします。

○ほかに討論はあしませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案について原案のとおり決定することに賛成又は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。賛成多数

(賛成多数)

賛成多数　であります。

したがって、発議第１号　核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書提出について　は原案のとおり可決されました。

日程第 11　総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。最初に行政視察の報告からお願いします。なお、質疑は後ほどまとめて行いますのでご了承願います。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　　令和８年９月 18 日

世羅町議会議長　髙橋　公時様

総務文教常任委員会
委員長　松尾　陽子

総務文教常任委員会行政視察調査報告

本委員会をつぎのとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の行政視察調査】

１　視察日時　令和８年７月２日（木）～７月３日（金）

２　視察場所（1）大阪府豊中市立東丘小学校

（2）兵庫県神戸市役所

3　出席委員　松尾陽子、宗重博之、佐倉悠希、佐々木浩康、田原賢司、
髙橋公時

4　調査項目（1）大阪府豊中市　豊中市のインクルーシブ教育の取組みについて
（2）兵庫県神戸市　子ども若者ケアラー支援事業の取組みについて

5　調査内容及び結果

（１）大阪府豊中市立東丘小学校　（７月２日（木）午後１：00～）

大阪府豊中市が取組まれている障がいのある児童・生徒と障害のない児童･生徒がともに学ぶインクルーシブ教育の先進的な取組みや、「合理的配慮」「切れ目のない支援」について視察研修し、世羅町における取組みの参考とする。

はじめに、授業風景を見学し、その後説明を受けた。

市立小学校が 35 校、市立中学校が 15 校、市立義務教育学校が２校ある。

ア　沿革、地勢

豊中市は、大阪府の北摂豊能(ほくせつとよの)地域に位置する市 2012 年４月に中核都市に指定されている。人口は、397,430 人（令和８年４月現在）千里ニュータウンを要するベッドタウンで、府内第４位の人口を擁する。

イ　インクルーシブ教育の取組みの背景･経緯について

豊中市の支援学級数は、小学校で 282 学級、中学校で 107 学級あり、６つの種別に分けて設置している。１学級最大８人となっている。

（弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、虚弱、自閉症・情緒障害）60％が自閉症･情緒障害学級で、発達障害により指導が必要な子どもが増えている。

昭和 53 年に豊中市独自の「障害児童教育基本方針」を策定した。豊中市の障害教育は人権教育を基盤に約 70 年前から進められている。

平成 28 年に改定され、インクルーシブ教育の目的として、共生社会の形成と障がいのある子どもの可能性が最大限に伸びることとした。

支援学級に在席しながら通常学級で一緒に学ぶ「原学級保障（インクルーシブ教育)」「ともに学び　ともに育つ」教育を推進して、地域の子ど

もは、地域の学校に就学をめざしている。

ウ　現地視察　　東丘小学校

東丘小学校は、北丘小学校ともに第八中学校区で、小中一貫校として小中連携を研究してきた。令和８年４月から施設分離型の小中一貫校「千里わかば学園」になった。学級数は、３～４学級で、全体で 20 学級（弾力運用で４年生を一クラス増やしている）

児童数は、全校で 615 人、支援学級在席児童数は、34 人だが児童数に含まれている。通級指導教室在席児童は 18 人。

通常学級 19 人、支援学級６人に加え、校長･教頭・専科３人、算数少人数加配１人、通級指導教室１人。養護教諭、事務員、栄養教諭が各１人の計 35 人の教職員体制。

支援教育サポーター４人と常勤講師（家庭科）を市費で採用している。

支援学級は６種別で編成、34 人の子どもを知的障害のクラス２学級、自閉症・情緒障害が４学級。知的障害１のクラスでは、１年生１人、３年生１人、４年生６人という学年をまたいでの８人構成となっている。（通常学級内での学びを大切にしながら必要に応じて下学年の学習内容を学んだり、目標を変更したりする）

医療的ケア児のための吸引のスペースやクールダウンするためのスペースなどがある。個別のことをやりながら、みんなと一緒にすごすことは、刺激があり大きく成長できるが、個々に合わせた教育課程が大事になる。

エ　支援体制の取組みと課題

支援学級の担任と通常学級の担任との連携が欠かせないので、支援チームを組んで進めている。学校生活に基盤は通常学級にある。

〈取組み〉

・支援学級の担任が通常学級の中に入ってきて特別な指導を行う。（はいりこみ）

・市費による支援教育サポーター（旧介助員：特別支援教育支援員）

・市立豊中病院と協定を結んで、学校看護師を医療的ケアの必要な子どもの所に派遣する。

・作業療法士の巡回環境整備指導・専門家による巡回相談

・各種研修(支援教育研修、支援教育コーディネーター研修、通級担当者研修、支援教育サポーター研修)

・就学相談、学校見学・面接

〈課題〉

・通常学級の中での自立活動指導は、一律ではなく難易度が高い。

・先生方は忙しく、連携のあり方に課題がある。

・手厚い支援を受けられるなら支援学級にと、支援学級のハードルが下がっている。

【委員からの質問】

Q　豊中市のインクルーシブ教育と他の地域の違いは。

A　大きく違う点は、障がいのある子も同じ学級で合理的配慮のもと一緒に学ぶこと。

Q　研修を積んだ先生が豊中市外へ異動になることはないのか。

A　市内で異動になる。人事はしかたないが、理念などは町独自で考えられると思う。

（２）兵庫県神戸市市役所　（７月３日(金)午前 10：00～）

神戸市での 18 歳未満の子どもだけでなく、20 代も対象とした施策「子ども・若者ケアラー支援事業」の取組みについて学び、世羅町での取組みの参考にする。

ア　沿革、地勢

神戸市は、兵庫県の南東部に位置する。兵庫県の県庁所在地および人口最多の市で、政令指定都市である。面積は 556.93 ㎢で、人口は 148 万 65 人である。

イ　ヤングケアラーの定義

子ども・若者育成支援法（令和６年６月施行）では、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とした上で、ヤングケアラー（40 歳未満の若者）を国・地方公共団体が各種支援に努めるべき対象としている。

神戸市では、18 歳未満の子どもだけでなく、20 代も含めて対象としていたが、令和６年度から 30 代も対象としている。

ウ　背景・要因

一人親世帯の増加（1.5倍：35年前と比較）や要介護者の増加（３倍：20年前と比較)、共働きの増加、孤独・孤立、地域コミュニティの衰退（個人情報の壁）など、時代背景が大きく変わってきている。

国が行った全国調査（令和２年、３年で実施）でクラスに１～２人いる。その世話について相談できたのは約20%で、80%は相談できていない。

〈ケアラーとお手伝いの違い　判断めやす〉

・その行為が親の見守りの中で行われているかどうか。(親が不在/責任と負担の重さ)

・友達と遊んだり、勉強する時間があるかどうか。(調整できる/毎日)

・子どもがやりたくないと言えるかどうか。

エ　きっかけと取組み

令和元年に起こった20代の孫が同居していた認知症の90歳の祖母を殺害した事件。裁判の過程で肉体的、精神的に追い込まれていたこと。介護を拒む祖母､施設に入居させることに反対する叔母など関係者の支援が十分でなかったことが浮き彫りになった。

市長からのトップダウンでケアラー支援の指示が出た。プロジェクトチーム（福祉局、健康局、子ども家庭局、教育委員会事務局）を編成し、実態調査するため関係者から事例を集める。(１週間で 70 件以上の事例が集まる)

事例検討した中で、令和３年に３つの施策を決定した。

① 相談・支援窓口の設置（全国初：令和３年６月１日開設）福祉局が所管

② 身近な人への理解促進（学校、福祉、児童の関係者に研修や事例検討で理解促進）

*令和３～７年度までで174回、延べ10,224人が参加

③ 当事者同士の交流と情報交換の場（ふぅのひろば）を設置（10月～）

神戸市は､若者ケアラーもあるため､福祉局が主体となって新たな部署(相談支援課）をたちあげて支援にあたった。情報をとりやすい体制をつくるため、介護保険、生活保護、障害者支援の担当課長に兼務させた。

窓口での相談件数は 281 件。当事者・家族からの相談は、約 20％で、約 80％は関係機関（学校、高齢者福祉、医療機関など）関係機関には、ヤングケアラーに気づく強みがある。個人情報保護の観点から、相談は問題ないが支援になると同意が必要。

●重点的支援事業

・生活保護ケースワーカーと連携した重点的支援（28 係/46 係）令和４年度
令和７年度からは、生活保護ケースワーカーが児童のいる全世帯を毎年確認する。（児童虐待、ヤングケアラーがいないかをチェック）
報告書提出…事例集作成

・ケアマネジャーと連携した重点的支援（５事業所）令和５年度

・障害者支援センターと連携した重点的支援（３事業所）令和６年度

●その他の支援事業

・子どもケアラー世帯への訪問事業
〈県の事業〉

・ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口の設置（令和４年６月１日～）

・配食支援事業　介入のきっかけづくりに活用（令和４年 10 月～）
＊令和８年からは、18 歳以上の世帯が県の事業、18 歳未満の世帯は市の事業。

・民間企業との連携事業…（株）チャーム・ケアコーポレーションとの連携事業。レスパイト「息抜き」支援（部屋と食事を無料提供）、中間的就労「就労訓練」支援（柔軟に勤務ができるアルバイト）、奨学金支援（奨学金を企業が返還）
身近にいる関係者が気づくことができる様子や状況を認識することで、少しでも多くの子ども・若者ケアラーを発見支援することが可能となる。

オ　効果・評価

・ヤングケアラーの視点が広がり、相談・支援につながる。

・教育現場と福祉現場の関係者が、個別支援会議などを通じて、情報共有や支援計画を策定し、家族支援によってケアラーの負担が軽減される。

・庁内関係課による連絡会を定期的に開催。情報共有と事例検証で，支援の共通理解とノウハウの蓄積が図られる。

・大人たちの一言で支えられる場合と、大人に対する不信感につながる場合がある。
その家庭の状況を理解した上で、寄り添ってくれる大人や仲間がいることが重要。

【委員からの質問】

Q　ヤングケアラーの実態調査はどう取組まれているか。

A　令和６年の実態調査は、個人情報収集で問題があると思ったので見送った。令和７年度にタブレットを使ってアンケート（10 問）を取った結果、ヤングケアラーの認知度は低かった。令和８年度秋に記名は任意とした調査を神戸市内のすべての学校において、正しい理解のための実態調査の位置づけで行う。

Q　人が少ない小さな町が取組むことの考えは。

A　顔の見える関係で、学校の先生やケースワーカーなど福祉の担当者全員がプロジェクトチームを作って、共通認識でケアラーを見直してみるといい。医療関係者や保健師、さまざまな分野の人と連携することで意識を高めていけば、町全体でケアラー支援に限らず、重層的支援ができると思う。

以上、総務文教常任委員会の行政視察調査報告といたします。

○議長（髙橋公時）　つぎに所管事務調査の報告をお願いします。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　令和８年９月 18 日

世羅町議会議長　髙橋　公時　様

総務文教常任委員会
委員長　松尾　陽子

総務文教常任委員会所管事務調査報告

本委員会をつぎのとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

１　開会日時　令和８年９月９日（水）　午前９時開会

２　開会場所　世羅町議会議場

3　出席委員　松尾陽子、宗重博之、佐倉悠希、佐々木浩康、田原賢司、
高橋公時

4　説明員　　町長・副町長・健康保険課長・福祉課長
教育長・学校教育課長

5　調査項目及び内容

（１）総合健診の受診状況の推移について（過去５年間）

町の総合健診は、30歳以上の方を対象に、乳がん、子宮頸がん、骨粗鬆症検診は、20歳以上の女性まで拡大して実施している。

特定健康診査は、国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者と 30～39歳の方は無料。がん検診・骨粗鬆症検診は１項目 500円で、後期高齢者医療保険加入者と生活保護世帯の方は無料。

令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の流行による受診控えで申込者数が減少したため、実施日数を 14日間から 11日間に短縮した。令和４年度に 14日間に戻し、感染症防止対策や電話による受診勧奨を強化したが受診者数の大幅な増加には至らなかった。令和５年度以降は、検診車で対応可能な１日当たりの適正人数となるよう実施日数を調整している。年間の受診者数は、概ね 900人前後で推移している。

委員からの「受診勧奨の方法は」との問いには「電話、郵送、はがきなどで行っている。特に電話による受診勧奨が効果をあげているが、毎年受診している方や一度も受診したことがない方への電話勧奨は行っていない。令和７年度からインターネットによる申し込みを開始し、幅広い世代の申し込みにつながっている」との回答があった。

（２）世羅町国民健康保険の医療費の推移について（過去５年間）

年間医療費は、保険診療分と高額療養費の合計で、概ね 11億円から 12億円で推移している。月平均では約 9,200万円から 9,700万円の医療費を支出している。

一方、被保険者数は減少していることから、一人当りの医療費は、令和３年度の 332,808 円から令和７年度には 402,468 円へと増加しており、年々上昇傾向にある。これは、被保険者の高齢化に加え、長期療養を必要とする疾病やがん・循環器系疾患など高額な治療を伴う疾病の増加、医療

の高度化などが要因として考えられる。

町では、特定健康診査やがん検診の受診勧奨、後発医薬品差額通知や適正受診の啓発など医療費適正化に引き続き取組んで、被保険者の健康増進と国保財政安定運営につなげていきたい。

委員からの「今後は、医療費の推移を想定しながら考えていく必要があると思うが町の考えは」との問いに、「広島県と市町の共同運営となっており、医療費の推計(診療報酬の改定や医療費の伸び)も県の方でされている。世羅町の医療費は、県内でも低い方ではあるが、県全体の医療費が上がらないよう県と一緒に取組んでいきたい」との回答があった。

（３） がん検診の受診率とがんクーポン券の利用状況について（過去５年間）

ア　がん検診の受診率

直近５年間の受診率は、大腸がん・肺がんは概ね横ばいである一方、胃がん・子宮頸がん・乳がんは減少傾向にある。令和３年度の受診率低下は、新型コロナウイルス感染症による検診の縮小(内視鏡中止など)や受診控えが主な要因と考えられる。また、社会保険の適用拡大や事業者による検診の増加も、町の検診受診率低下の一因と考えられる。

受診率は町が実施する検診のみを対象としたもので、企業や医療保険者が実施する検診は含まれず、町民全体の受診率を示すものではない。

イ　クーポン券の利用状況

クーポン券は、年度内に 21 歳となる女性を対象に子宮頸がん検診、41 歳となる女性を対象に乳がん検診を無料で受診できるよう検診手帳とともに配布している。

無料クーポン券の利用率は、いずれも低い。これは、町が把握できない事業所などでの検診機会の増加が要因となっている。今後も、マタニティ教室や乳幼児健診など他の事業と連携して周知啓発を行い、受診率の向上と健康増進を図る。

委員から「若い女性には受診に抵抗感があると思うが、受診率向上のための施策は」との問いには、「中学校や高等学校での健康講座等でプレコンセプションケアとしての取組みにより、がん検診の重要性を

認識させることが大切であると考える」との回答があった。

（４）令和８年度入札発注工事(400 万円以上)の契約及び進捗状況について

進捗状況について、健康保険課１件、学校教育課２件の調査を行った。

（５）教員・介助員等加配状況・充足状況について

ア　予算・財源措置など

会計年度任用職員(教育補助員・介助員等)任用に係る予算額は、

91,531,000 円(町費)

イ　県費・町費別配置状況

資料の表により説明があった。

委員から「県費採用の職員と町費採用の職員の待遇面の差が採用に影響しないのか」との問いには、「給与の差はあるが、近隣市町に比べ充実した職員数が確保され、手厚い支援ができていると思う」との回答があった。

（６）教育相談所「高野塾」について

ア　利用実態と子どもたちの状況

令和８年度８月現在で 11 人が利用している。

イ　支援の効果と学校復帰の状況

高野塾で安心して過ごす時間を積み重ねることで、登校意欲への好影響が見られる。昨年利用していた４人の生徒は、学校への登校が定着している。

ウ　施設を利用していない児童生徒への支援

家庭訪問などで、個別支援や外部支援機関紹介など、情報提供を行っている。

広島県教育委員会から講師を招聘した町教育委員会主催の研修を通して、学校の体制や環境の充実を図っている。

委員からは、「町内の不登校児童・生徒の人数と子どもたちの状況把握は」との問いに「令和８年３月現在 64 名で、高野塾を 11 人が利用している。高野塾に登録していても、SSR やフリースペースを利用する子もいる。子どもたちに寄り添いつながっていることが重要。関連機関と連携を図る中で、それぞれの状況を把握している」との回答があった。

（７）外出支援事業（せらたすきーポイント）について

ア　利用方法

対象者は、福祉課またはせらにし支所へマイナンバーカードを持参し、ポイントの付与を受ける。タクシー乗車時に「せらたすきーポイント」を利用することを運転手に伝え、降車時に車内の端末にマイナンバーカードをかざす。

イ　利用状況の推移と課題

利用状況の推移は、資料の表により説明があった。

課題として、マイナンバーカードの取得率が、約８割で、マイナンバーカードを取得されていない対象者へのポイント付与ができていないこと。また、車椅子で移動される方のための利便性向上に、福祉車両の導入促進が必要となる。

委員からは、「利用実態は、今後追跡できるのか」との問いに「利用人数、ポイント利用数などが把握できるようになる」との回答があった。また、「事業所の負担は」との問いには「導入当初は、ドライバーが使うことに慣れず問い合わせもあったが、今はほぼない。ドライバーがタクシー券を回収して紛失することがなくなる。また事務所で枚数を数えて請求する作業がなくなり負担軽減になっている。職員にとっても枚数が合わなく何度もやりとりをすることもなくなり事務負担の軽減になっている」との回答があった。

（８）町内の高齢者施設の入所待機状況について

ア　町内の高齢者施設の入所待機者数（施設別）

資料の表を参照して説明があった。待機数は、複数の施設に申し込みされている　方があるので重複している。

イ　待機者の平均待機期間

待機者には、入所意向や疾患等の事情が異なる方があるため、待機期間は大きく異なる。本人の状態と施設の受け入れ体制が整えば速やかな入所になるが、概ね１年程度と認識している。

ウ　待機者への町の対応及び今後の方針

ケアマネジャーと相談して、複数の施設への申し込みを進めるとともに、

短期入所生活介護やショートステイ、デイサービスなどの在宅サービスを活用し、入所までの安定を図っている。状況に応じて、事業所との連絡調整や情報提供を行い、円滑な入所につなげている。

委員からの「待機者の推移は」との問いに「令和６年で 119 人、令和７年で 102 人令和８年８月１日現在 57 人の待機者である」との回答があった。また「空きがないのか、施設の職員が足りなくてサービスが提供できないのか」との問いには、「認知症対応型のグループホームで介護職員の不足により、36 人の定員のところ実際には 22 人で満床になっている。有料老人ホームで空きがある以外は満床である」との回答があった。

（９）核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）

委員長より、核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書提出の提案があった。

委員からは、「政府が動いていない中、地方議会で軽々に決めることではないと考えるので反対である」「唯一の戦争被爆国として、核の悲惨さを伝える上において、オブザーバー参加することに対して国へ参加要請を促すことに賛成である」との意見が出された。

「賛成多数」により発議で本会議に提出することを確認した。

以上、総務文教常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（髙橋公時）　ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

日程第 12　産業建設常任委員会報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（上本　剛）　議長。

○議長（髙橋公時）　産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（上本　剛）　令和８年９月 18 日

世羅町議会議長　髙橋　公時　様

産業建設常任委員会　委員長　上本　強

産業建設常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【閉会中の事務調査】

１　開会日時　令和８年７月30日（水）　　午前11時45分開議

２　開会場所　世羅町役場　第２会議室

３　出席委員　上本　剛、矢山　靖、亀田知宏、福永貴弘、向谷伸二、藤井照憲（髙橋議長）

４　調査項目及び内容

（１）令和８年度行政視察項目及び視察先等

視察先及び内容を次のとおり決定した。

10月６日（火）午後２時～午後３時30分　福岡県筑前町での「スマート農業推進のための町主体でのRTK基準局整備の取組みについて」

10月７日（水）午後１時30分～午後３時　山口県周南市での「道の駅ソレーネ周南の運営について」

質問項目は委員各位から提出されたものを取りまとめて視察先に事前に送付することとした。

【開会中の事務調査】

１　開会日時　令和８年９月10日（木）　午前９時00分開議

２　開会場所　世羅町議会議場

３　出席委員　上本　剛、矢山　靖、亀田知宏、福永貴弘、向谷伸二、藤井照憲
（髙橋議長）

４　説 明 員　町長、副町長、町民課長、産業振興課長、商工観光課長、
建設課長、上下水道課長

５　調査項目及び内容

（１）現地調査

ア　せら香遊ランド（大字寺町）

（ア）施設の利用状況・営業時間変更後の適正な維持管理

せら香遊ランドの現地調査は、施設利用状況及び今後の運営・整備方針について確認を行った。 同施設では、スタッフの高齢化や人員不足に対応するため、本年８月より営業日を『金・土・日・祝日』に短縮し、人員体制の補強を行いつつ運営が継続されている。営業短縮による燃料費の抑制効果は見られるものの、依然として厳しい収支状況にある旨の報告を受けた。 また、今後の施設譲渡や活用方針に関しては、源泉との位置関係からグラウンドを含めた一体的な活用が模索されているが、町民利用の多い野球場等については、今後も継続して利用環境が維持できるよう十分に配慮して検討を進めるよう確認した。

（２）とくとく商品券の消費動向について

商工観光課から消費動向について、食料品が 34.63%、一般小売が 26.17%と、上位２業種で全体の約６割を占め、日常的な家計負担の軽減につながっている。また、換金状況は、大型店・既存の主要事業者（全体の約 5%）が 47.40%、その他の中小・個人事業者 186 事業所が 52.60%となっており、中小・個人事業者での利用が半数を超えている。さらに、５店舗分のスタンプを集めて応募できるスタンプラリーを実施し、大型店は最大２店舗までとすることで、町内の中小小売店舗等への買い回りを促進している旨の説明を受けた。

委員から、プレミアム商品券について、１人当たり５万円という購入上限では、まとまった資金のある人に利用が偏り、本当に支援を必要とする人が購入できないのではないかとの懸念が示された。また、大型店への利用集中を防ぎ、地元事業者への還元を高めるため、大型店と中小店舗で利用できる券を色分けするなど、利用枠を分けることができないかとの質問があった。それに対して、購入資金がないとメリットを受けられないという声は把握しているが、１万円単位で購入できるため、できるだけ多くの方に利用していただきたいと考えている。大型店と中小店舗で利用枠を分ける方法については、他自治体での実施例も把握しており、商工会と協議し、いただいた意見を踏まえて検討していくとの回答であった。

（３）観光客の動向の解析及び今後の誘導策について

資料により説明を受け、委員より、観光バス料金の高騰や、公共交通機関も十分に整っていない中でマイカー客が中心となっていることから、中四国

を中心とした県外からの観光客が減っている状況を踏まえ、マイカーで来訪しやすいエリアからの観光客を増やすため、どのような集客・PR に取り組んでいくのかとの質問に対し、岡山など現地での誘客活動や、松山など他県でのPR、現地事業者との連携を進めている。中四国は広域で PR 場所の選定が課題となっているが、費用を抑えながら効果的に情報発信できる場所の開拓も含め、マイカーで来訪しやすいエリアからの集客をさらに強化していくとの回答があった。

（４）宇津戸下仮屋地区臭気問題について

ア　臭気指数の状況及び新たな臭気調査と消臭対策

町民課から、今年度の臭気測定ではすべての地点で規制基準値を下回り、臭気状況は落ち着いているとの報告があった。今後、外部コンサルタントによる臭気原因の調査・分析を進めるとともに、消臭装置の移設を行い、調査結果に基づく具体的な臭気対策を実施していくとの報告を受けた。

委員より、地域の臭気が大幅に改善していることを評価する一方、夏場の高温期以外の状況や、第４牧場で時折高い数値が出ていることも踏まえ、消臭装置の移設後の効果を確認しながら、引き続き慎重に取り組むよう求めたのに対し、町の取組に対する励ましに感謝するとともに、他自治体からも取組を参考にしたいとの視察があるとの報告があった。臭気状況が改善しても解決したとは考えず、地域住民が安心し「解決した」と実感できるまで、事業者や地域と連携し、継続して全力で取り組んでいくとの回答があった。

（５）令和８年度入札発注工事(400 万円以上）の契約及び進捗状況について

資料により、令和８年度入札発注工事、建設課 13 件、産業振興課１件、上下水道課１件の調査を行った。

（６）公共下水道の供用開始区域における接続率向上及び下水処理施設の利用率向上について

上下水道課からは、下水道の整備率は 98.6％まで進んでいる一方、加入率は 45.9％にとどまっており、利用率の向上が課題との報告があった。接続促進のため、早期接続への補助金や融資・利子補給、浄化槽維持管理補助の制限、住民説明会などを通じて、下水道への早期接続を促進していると報告を受けた。

委員より、下水道の加入率が全体的に低く、高い地域でも 50%台にとどまっている現状を踏まえ、今後、加入率を向上させるため、どのような取組を進めていくのかの質問に、甲山地区や本郷東神崎地区で加入率の低さが目立っており、それぞれ世帯数の減少や新築等による世帯数の増加が要因となっている。今後は、新築物件に加え、既存のアパート・集合住宅や、浄化槽の更新時期を迎える家庭・施設などを対象に、個別に絞った接続促進を行っていくとの回答があった。

（７）道路維持管理業務（路線委託）の実施状況

ア　委託内容、委託路線・延長、年間実施回数、委託費の推移

委員より、令和７年度の実施件数は 351 件で前年度の 395 件と大きな差がないにもかかわらず、委託費が約 1 億 2,486 万円から約 8,993 万円に減少している理由について質問があったのに対して、従来、路線委託に含めていた主要路線等の法面１段分（約５ｍ以上）の刈払い・支障木伐採を、まとまった区間ごとに別途入札発注する方式に変更したため、路線委託費が減少したとの回答があった。

イ　道路の支障木の伐採状況

委員より、町道の支障木伐採について、職員による直営作業と委託等による対応の割合はどのようになっているか質問があったのに対し、令和７年度の町道での対応 35件のうち、24件を職員による直営作業で実施している。特に、カーブなどで標識が見えにくくなる緊急性の高い箇所を中心に、局所的な伐採作業を直営で対応しているとの回答があった。

ウ　舗装補修（ポットホール等）の対応状況

委員より、ポットホールの補修について、単なる応急的な穴埋めにとどまらず、発生原因を確認した上で、再発防止につながる本復旧を行っているのかとの質問に、湧水がある箇所では暗渠排水を施工し、路床・路盤が軟弱な箇所ではセメント安定処理や基層打ちを行うなど、発生原因に応じた本復旧を実施しているとの回答があった。

（８）鳥獣被害対策の状況について

ア　捕獲報償金引上げ後の効果検証（引上げ前後の比較）

産業振興課からは、令和８年度の捕獲報償金の引き上げにより、イノシシや

シカ等の捕獲頭数が大幅に増加し、事業費も想定を上回っているとの報告があった。捕獲従事者数は横ばいである一方、被害報告件数は増加しており、捕獲数の増加に伴って処理施設への搬入も急増していることから、搬入方法や冷蔵庫の保管・整理などが新たな課題となっているとの報告を受けた。

（ア）各捕獲報償金額及び事業費の状況

委員より、捕獲報償金の引き上げにより捕獲頭数が増加していることを評価する一方、現場で捕獲に従事している方から、報償金の引き上げや支援策についてどのような声があるのか質問があった。これに対し、一部の従事者からは、報償金の引き上げについて感謝の声があり、特に燃料費や罠資材の高騰が続く中で助かっているとの意見が寄せられている。また、国費で購入した罠やJAから寄贈された罠の配布についても、非常に感謝されているとの回答があった。

（イ）捕獲頭数、捕獲従事者数、農作物被害届の推移

委員より、地域別に被害報告が増加している状況について、特定の地域で被害が増えている原因や、その実態をどのように把握しているのかの質問に、これまで防護柵等を設置していなかった場所で新たに被害が発生するほか、設置済みの柵を飛び越えたり、ネットを破って侵入されるケースもある。動物が新たな侵入ルートを探していることから、特定地域に限定せず、町全体で見回りや防護対策を進める必要があるとの回答があった。

イ　捕獲従事者への支援状況

（ア）弾代・燃料費・猟犬等の維持管理費への支援状況と課題

弾代・薬代・維持管理費・ワクチン接種費等は実施隊の会計で管理し、請求に基づき支払っているほか、燃料費については捕獲報償金の改定に反映している。猟犬の治療費は捕獲者が報償金から負担しているが、弾代などの資材費の高騰や捕獲頭数増加に伴う処分料の増加が今後の課題となっているとの報告であった。

ウ　有害鳥獣処理施設の利用状況

（ア）搬入頭数、稼働状況、維持管理上の課題の対応状況

委員より、以前の現地調査で指摘された施設の課題について、資料では

「次年度以降に向けて検討中」とされているが、検討にとどめず、可能なものから早急に改善・対応して欲しいとの意見があった。これに対して、捕獲報償金の引き上げを優先したため対応が遅れている部分もあるが、台車のストッパー設置など、すぐに対応できるものは実施済みとの説明があった。また、冷蔵庫内の搬入作業を改善するため棚や簡易リフトの導入を検討しており、最大の課題である大型冷蔵庫についても、可能であれば来年度予算への計上を目指すとの回答があった。

エ　今後の課題と対策

（ア）後継者確保、地域ぐるみの取組、今後の支援策等

産業振興課からは、捕獲従事者の後継者確保に向けて狩猟免許取得者への登録・活動を促すとともに、集落単位での侵入防止柵の設置を進め、現場の声や被害状況を踏まえながら、地域と連携した鳥獣被害対策を検討・推進していくとの報告があった。

４　その他（令和８年度行政視察項目及び視察先等）

視察日程及び視察内容について、以下のとおり改めて確認を行った。 10 月６日（火） 福岡県筑前町「スマート農業推進のための町主体での RTK 基準局整備の取組みについて」 10 月７日（水） 山口県周南市「道の駅ソレーネ周南の運営について」

以上、産業建設常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（髙橋公時）　ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

日程第 13　　議会広報広聴常任委員会報告を行います。

議会広報広聴常任委員長の報告を求めます。最初に行政視察の報告からお願いします。

なお、質疑は後程まとめて行いますのでご了承願います。

○議会広報広聴常任委員長（向谷伸二）　議長。

○議長（髙橋公時）　議会広報広聴常任委員長。

○議会広報広聴常任委員長（向谷伸二）　令和８年９月 18 日

世羅町議会議長　髙橋　公時　様

議会広報広聴常任委員会

委員長　向谷　伸二

議会広報広聴常任委員会行政視察調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【閉会中の行政視察調査】

１　視察日時　令和８年７月８日（水）～７月９日（木）

２　視察場所　（１）福岡県須恵町役場

（２）福岡県大刀洗町役場

３　出席委員　向谷伸二、松尾陽子、亀田知宏、佐倉悠希、矢山　靖、

佐々木浩康

４　視察項目　（１）町民にわかりやすい議会だよりの取組について

（２）町民にわかりやすい議会だよりの取組について

５　調査内容及び結果

（１）福岡県須恵町（７月８日（水）午後２時～午後４時）

須恵町議会は議員定数 14 人。広報特別委員会は２つの常任委員会から各３人の６人で構成されている。委員の任期は４年となっている。

ア　議会だよりの概要

発行回数は年４回、発行部数は 8000 部、A４判フルカラー（平成 21 年度～）、予算額は約 180 万円、校了までの委員会開催は６回～７回。発行は定例会翌月の月末発行。印刷業者は公募型プロポーザル方式で、３年間の長期継続契約となっている。

イ　広報誌づくりの流れ

広報誌づくりの流れは、世羅町とほぼ同じだが、委員会記事は各委員会が原稿を提出されている。納品・配布は翌々月５日となっている。

ウ　編集方針

常に読み手を第一に考え、町民にわかりやすく伝える。予算・決算・重要

案件には、住民の視点・議員の視点を掲載されている。

エ　重点を置いているポイント

（ア） 表紙は「未来を担う子どもたち」として、子どもの笑顔を表紙に使う。

（イ） メイン記事は事実記載だけではなく、議会・議員の考えを掲載する。

（ウ） 紙面で使いきれない事項は QR コードを活用し、ホームページへ誘導する。

カ　まとめ（須恵町）

編集作業については大きくは変わらなかったが、委員会記事は各委員会が作成していることが異なっていた。以前講師を呼んで議員全員で広報研修会を開催され、議会全体で「議会だより」に取組む姿勢が形成された。世羅町も来年は、行政視察の代わりに議員全員での広報研修会が開催できればと考えている。

また参考になることとして、印刷業者と公募型プロポーザルで長期契約をしている点であった。価格重視で契約を行うと、編集遅れや良い紙面づくりにつながらないこともあるので、これらも調査研究し検討していきたい。また、主だった記事には、必ず住民コメントや議員コメントが掲載されている。双方向による情報発信がなされており、今後の紙面づくりの参考としたい。

（２）福岡県大刀洗町（７月９日（木）午前 10 時 00 分～正午）

大刀洗町議会の議会広報委員会は、議員定数 12 人の中から５人の委員が議会だよりの編集に携わっている。委員の任期は２年となっている。

ア　議会だよりの概要

発行回数は年４回、発行部数は 5800 部、A４判フルカラー（平成 27 年度～）、予算額は約 160 万円、校了までの編集会議は４回～５回。発行までの日数は約 40 日。印刷業者は３社見積による契約となっている。

イ　誌面づくり

表紙は、議事の中身や議会としての問題提起、特集と連動したものを掲載されている。特集は、意見交換会、選挙前啓発、住民インタビュー、議会改

革 20 年、議会モニター制度、議会だよりの制作、議員紹介など、住民が知りたい情報を多岐にわたり発信している。

ウ　議会活性化の 20 年

平成の大合併で単独町政を選択。その時、外部講師を迎え「議会の責務とはなにか」「そのために何が必要か」を指導して頂き、議会改革に取組む。基本条例を制定し、それに基づき、議会報告会、議会モニター、議員相互の自由討議、団体との意見交換、議会活動の検証などの具体化を進めた。

エ　広報委員会の役割

「議会活性化と連動した広報作り」を理念に、議会が活発化すれば、住民の皆さんとの対話や議会での議論、政策提言など、議会だよりに載せる活動も増える。よって、広報委員会は広聴を所管しない。広聴は議会や所管委員会の責任であり、広報は議会の活動を報道するのが役割となっている。

オ　まとめ（大刀洗町）

全国広報コンクールで毎年入賞、令和６年度では最優秀賞を受賞されている。紙面づくりではすでに１周回って再度原点に返るといった状況にあり、現在は、議会の活動をどう伝えるかに重点を置かれている。

（３）全体まとめ

今回２つの町を訪問した。須恵町では、主に紙面づくりと住民相互の情報発信について、大刀洗町では、広報の取組みについて視察調査した。特に大刀洗町の「ネタは議会がつくる」という考えの元、全議員が広聴に関わっていること、広報は広報誌づくりに特化していることが、全国有数の紙面づくりに繋がっていると感じた。住民のための議会、住民のための広報など、議会全体で共有すべき点を学ばせていただいた。

以上、議会広報広聴常任委員会の行政視察調査報告とします。

○議長（髙橋公時）　次に所管事務調査報告をお願いします。

○７番（向谷伸二）　　令和８年９月 18 日

世羅町議会議長　髙橋　公時　様

議会広報広聴常任委員会

委員長　向谷　伸二

議会広報広聴常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

1　開会日時　令和８年９月11日（水）　午前10時15分開議

2　開会場所　世羅町役場　議場

3　出席委員　向谷伸二、松尾陽子、亀田知宏、佐倉悠希、矢山　靖、
佐々木浩康
（髙橋議長）

4　調査項目及び内容

（１）広報広聴常任委員会による農業委員会との意見交換会について

11月後半の農業委員会定例会議に合わせた開催を検討しているが、今後、農業委員会と日程調整を行うこととした。

なお、委員外議員へも呼び掛けを行い、自由に参加していただき、今後の農業のあり方を一緒に考えていきたい。

（２）議会だよりについて

11月号の議会だよりは、全20ページで、決算審査を中心とした紙面構成とする。編集期間は９月25日以降の５日間程度とすることを決定した。

（３）その他

ア　令和８年度広報クリニックについて

令和９年２月に全国町村議員会館（東京都千代田区）で開催される「令和８年度町村議会広報クリニック」に参加することとした。

以上、議会広報広聴常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（髙橋公時）　ただいまの行政視察、所管事務調査報告に対し、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、議会広報広聴常任委員長の報告を終わります。

日程第14　議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員長（田原賢司）　議長

○議長（髙橋公時）　議会改革調査特別委員長。

○議会改革調査特別委員長（田原賢司）　令和８年９月 18 日

世羅町議会議長　髙橋　公時　様

議会改革調査特別委員会

委員長　田原　賢司

議会改革調査特別委員会調査中間報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 47 条の規定により報告します。

【閉会中の調査】

１　開会日時　令和８年７月 30 日（木）　午前９時開議

２　開会場所　世羅町役場　第２会議室

３　出席委員　田原賢司、佐倉悠希、亀田知宏、矢山　靖、宗重博之、
佐々木浩康、福永貴弘、向谷伸二、上本　剛、松尾陽子、
藤井照憲、（髙橋議長）

４　調査事項

（１）令和８年度世羅町議会　議会報告会・意見交換会について

議会報告会・意見交換会の班編成と実施要領（案）の確認を行い、３地区の会場及び日時を確認した。

班編成は、各会場８人ずつ、１人２会場として、期別、常任委員会別による班編成を確認した。日時と会場は、10 月 11 日（日）甲山自治センター、10 月 17 日（土）大田自治センター、10 月 18 日（日）せらにしタウンセンターで行う。いずれも午前 10 時から午前 11 時 30 分までとし、「議員の成り手不足を解消するためには、何が必要と思いますか」についてワークショップ形式で行う。これからケーブルテレビ放送、世羅町ホームページ及び防災無線で町民への周知を図るが、参加者数の把握はできないため、当日の参加人数に応じた対応が必要であることを確認した。

【開会中の調査】

１　開会日時　令和８年９月 11 日（金）　午前９時開議

２　開会場所　世羅町議会議場

３　出席委員　田原賢司、佐倉悠希、亀田知宏、矢山　靖、宗重博之、
佐々木浩康、福永貴弘、向谷伸二、上本　剛、松尾陽子、
藤井照憲、（髙橋議長）

４　調査事項

（１）令和８年度世羅町議会　議会報告会・意見交換会について

意見交換会は、「議員のなり手不足を解消するためには、何が必要か」をテーマに、町民参加型のワークショップ方式で実施する。

当日の配布資料は、全国的な課題及び世羅町議会の状況を簡潔にまとめた概要版とし、事前に議員へ共有する。

議員報酬に関する資料は一律に配布せず、意見交換の中で報酬に関する意見が出た場合に、手取り額の試算を含め説明できるよう準備する。

甲山自治センター、大田自治センター及びせらにしタウンセンターの各会場について、ファシリテーター、進行役及び記録担当の役割分担を決定した。

ワークショップでは、参加者が付箋に意見を記入し、内容を分類・整理した上で、班ごとに発表する方法を確認した。

今後、議員の活動実態や報酬の状況について、議会だより等を活用した継続的な情報発信を検討する。

２　その他

定例会における YouTube ライブ配信の不具合について事務局より報告があった。９月３日は午後から音声が配信されず、９月４日は朝から映像に対して音声が約 10 秒遅延した。また、９月７日は午後から音声が配信されない時間帯が生じるとともに、音声が 10 秒以上遅延する事象が発生した。保守業者による確認の結果、蓄積したキャッシュが音声データの遅延を引き起こした可能性が高いと考えられ、対策として、配信用パソコン及びライブ配信ソフトを再起動する運用を実施している。

直近のテスト配信では同様の不具合は確認されていないことから、当面は当該運用を継続し、配信状況を確認するとのことであった。

以上、議会改革調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（髙橋公時）　以上で、議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

会議規則第 45 条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その他条項、字句、数字、その他　整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔　「異議なし」の声　〕

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本定例会に付された事件は、全て議了いたしました。

これをもって、令和８年 第３回世羅町議会定例会 を「閉会」いたします。

（起立・礼）

閉　　会　　１１時３９分